

大分労働局における「外国人雇用状況」の届出 状況まとめ【本文】（令和元年10月末現在）

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回、公表した数値は令和元年10月末時点の届出状況を集計したものである。

今般、大分県内の令和元年10月末現在の届出状況を取りまとめたので、公表するものである。

II 届出状況のまとめ

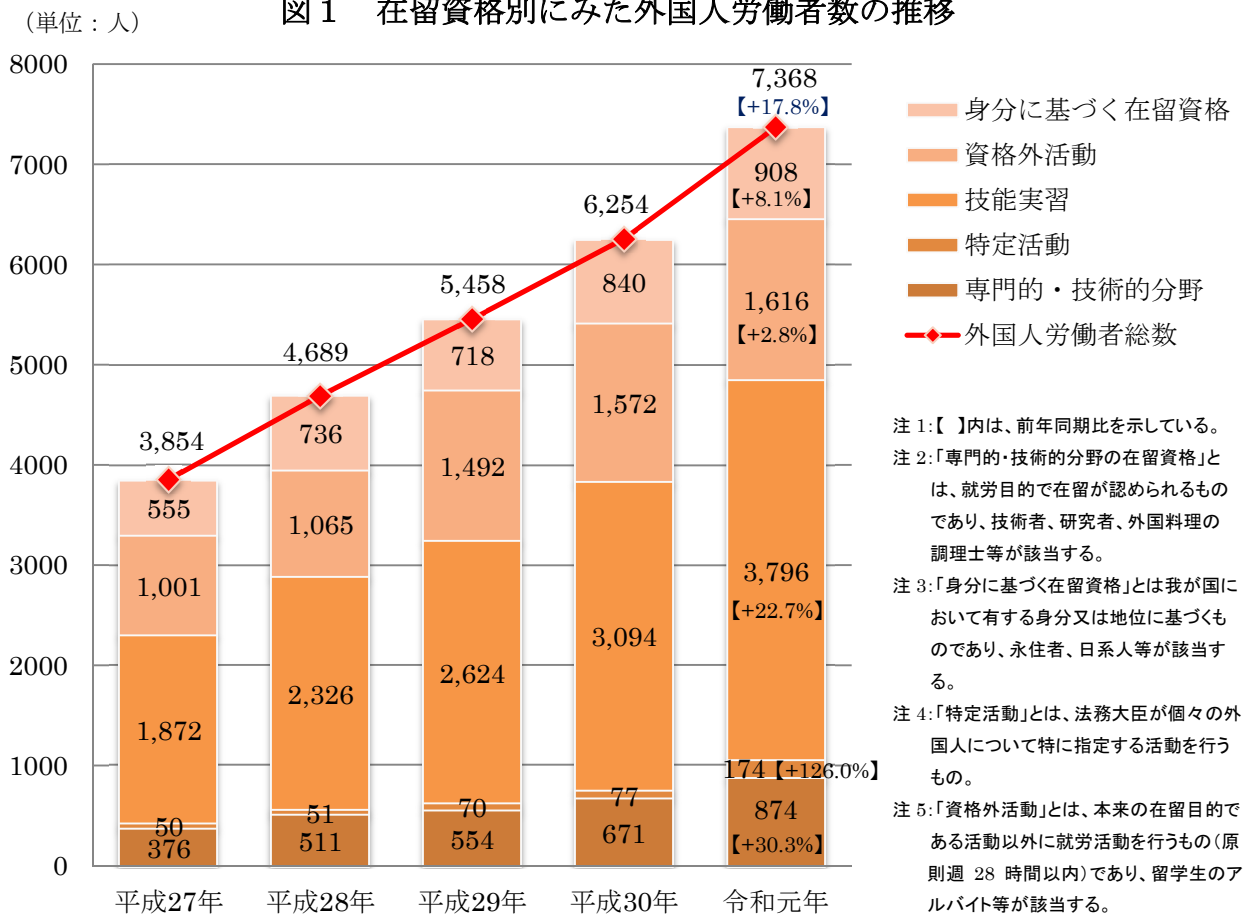
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 令和元年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は1,369か所であり、外国人労働者数は7,368人であった。これは平成30年10月末現在の1,144か所、6,254人に対し、225か所(19.7%)の増加、1,114人(17.8%)の増加となった。外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。

【別表2、参考表：参考-1】

外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること、技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等が背景にあると考えられる。【図1】

図1 在留資格別にみた外国人労働者数の推移



(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 38 か所、当該事業所で就労する外国人労働者は 365 人であり、それぞれ事業所全体の 2.8%、外国人労働者全体の 5.0%を占めている。【別表 2、参考表：参考-1】

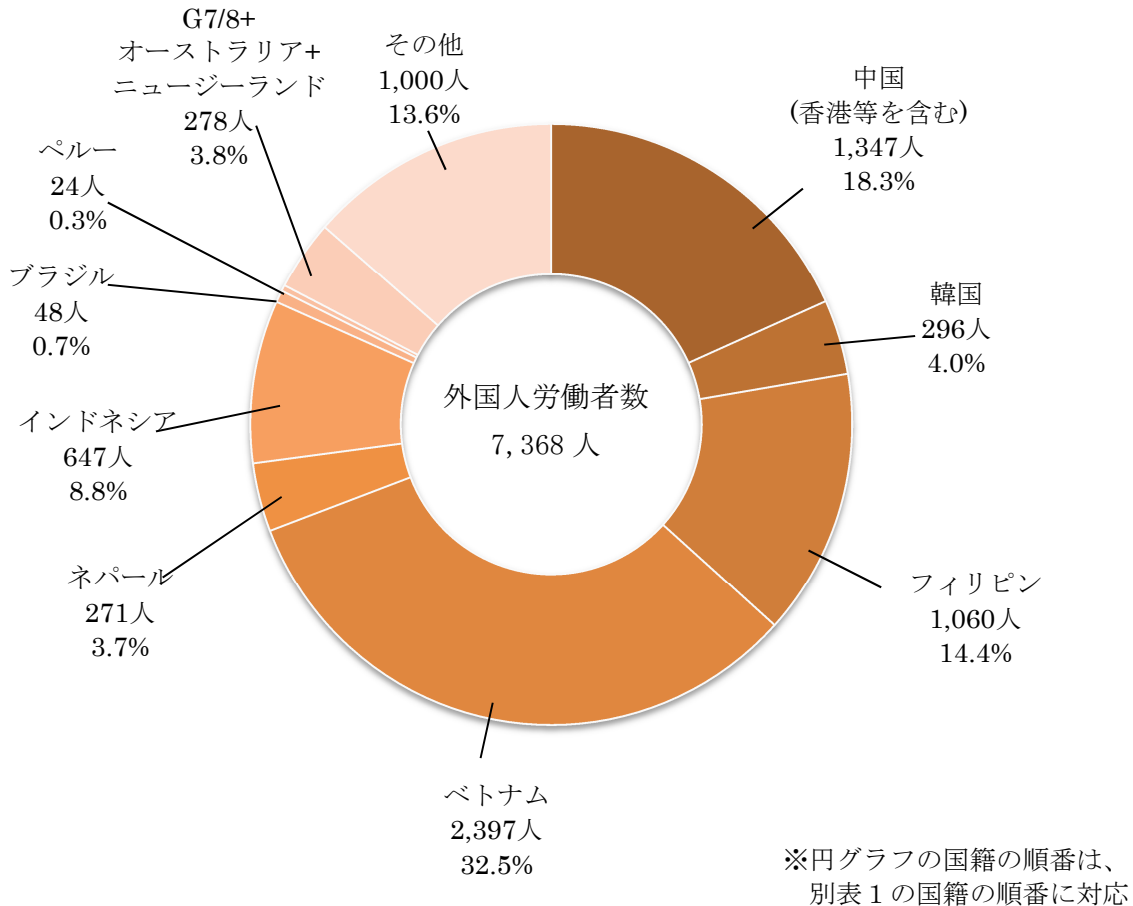
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみるとベトナムが最も多く 2,397 人で、外国人労働者全体の 32.5%を占める。次いで、中国 1,347 人(同 18.3%)、フィリピン 1,060 人(同 14.4%)の順となっている。

特に、ベトナムについては対前年同期比で 615 人(34.5%)増加、また、インドネシアについても同 169 人(35.4%)と大幅な増加となっている。

【図 2、別表 1、参考表：参考-4】

図2 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の 51.5%を占め、次いで、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」が 21.9%、「身分に基づく在留資格^{※1}」が 12.3%となっている。

技能実習の外国人労働者は、3,796人と前年同期比で702人(22.7%)増加し、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」の外国人労働者は、1,616人と前年同期比で44人(2.8%)増加している。

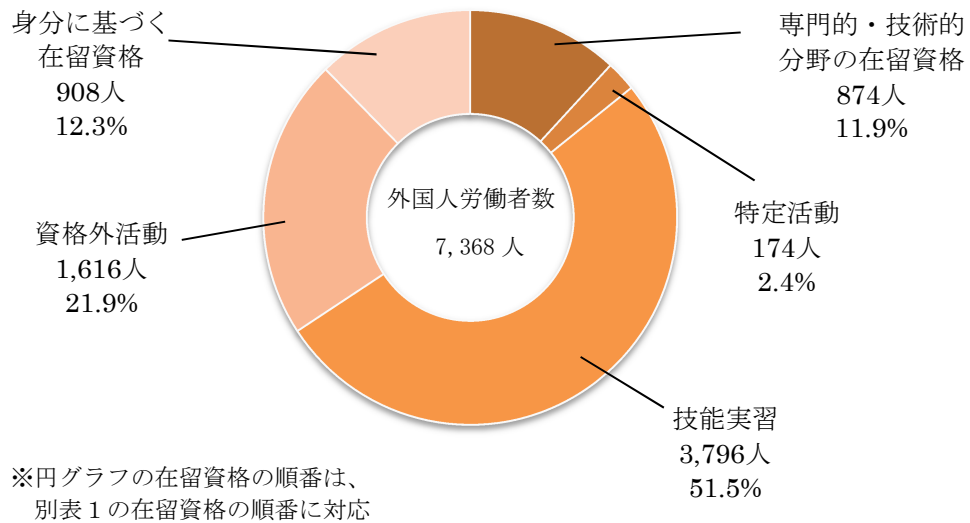
「専門的・技術的分野の在留資格^{※2}」の外国人労働者は、874人と前年同期比で203人(30.3%)増加している。【図3、別表1、参考表：参考-5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成31年4月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は11人となっている【別表9】

※1 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

※2 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

図3 在留資格別外国人労働者の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムは「技能実習」が76.2%、「資格外活動」が15.9%となっている。

中国は「技能実習」が48.0%、「身分に基づく在留資格」が18.7%、「資格外活動」が18.3%となっている。

フィリピンは「技能実習」が56.5%、「身分に基づく在留資格」が31.0%となっている。

インドネシアは、「技能実習」が66.8%、「資格外活動」が29.2%となっている。

ネパールは、「資格外活動」が67.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」が27.3%となっている。

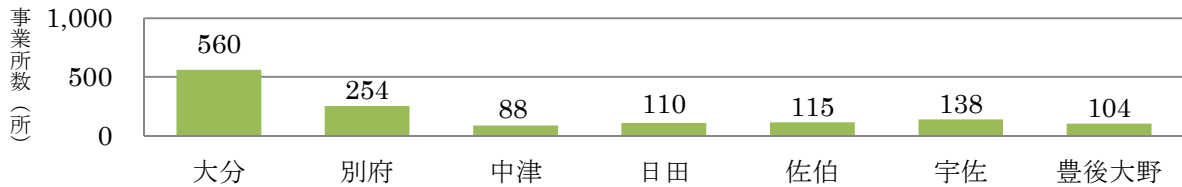
G7/8等^{※3}は「専門的・技術的分野の在留資格」が62.9%、「身分に基づく在留資格」が28.4%となっている。【別表1】

^{※3} G7/8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

3 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

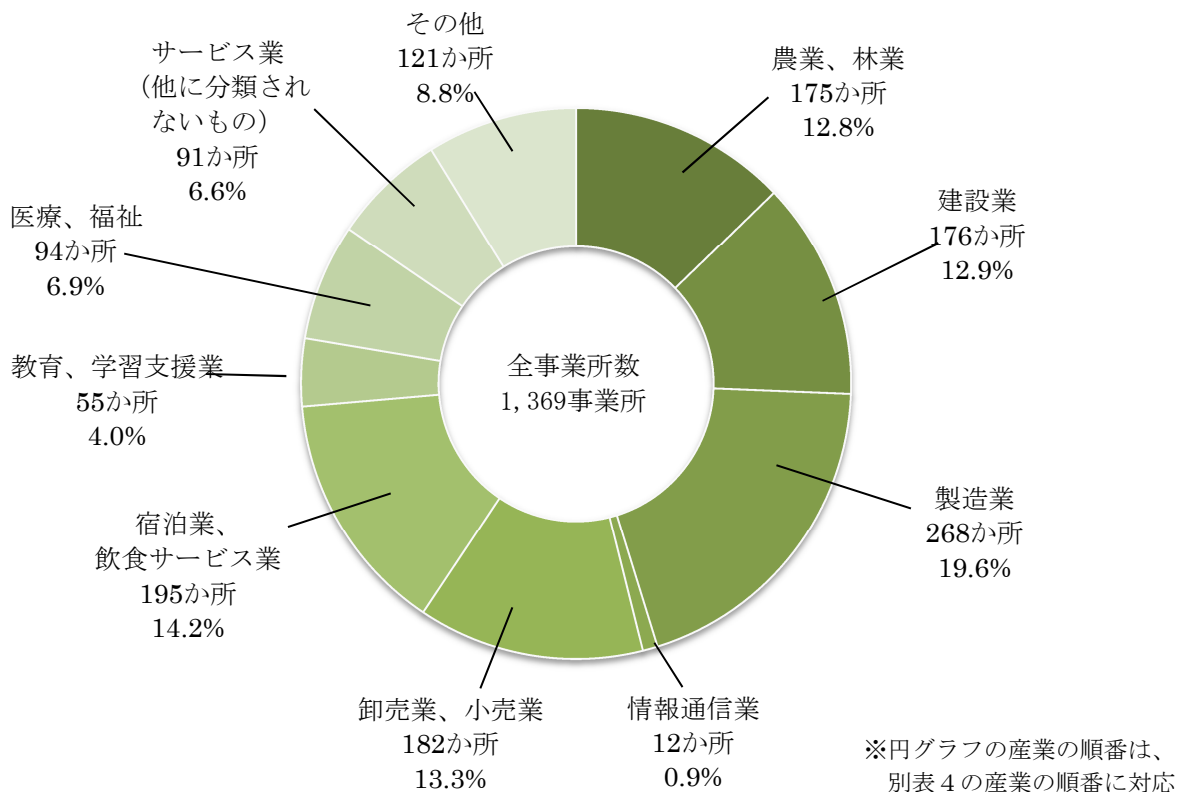
(1) 安定所別にみると、ハローワーク大分が40.9%を占め、次いでハローワーク別府18.6%となっており、ハローワーク大分とハローワーク別府でおよそ6割を占めている。【図4、別表2】

図4 安定所別外国人雇用事業所数



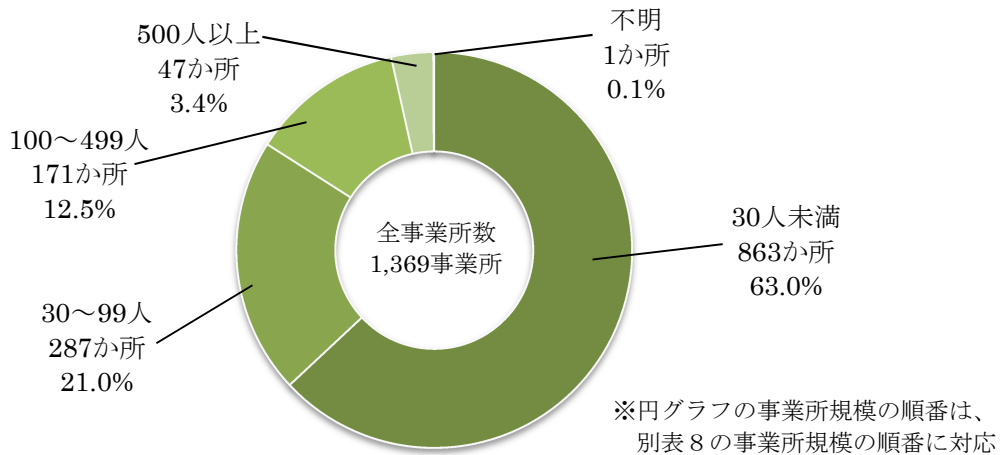
(2) 産業別にみると、「製造業」が19.6%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が14.2%、「卸売業、小売業」が13.3%、「建設業」が12.9%、「農業、林業」が12.8%、となっている。【図5、別表4、参考表：参考-2】

図5 産業別外国人雇用事業所の割合



(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の63.0%を占める。【図6、別表8、参考表：参考-3】

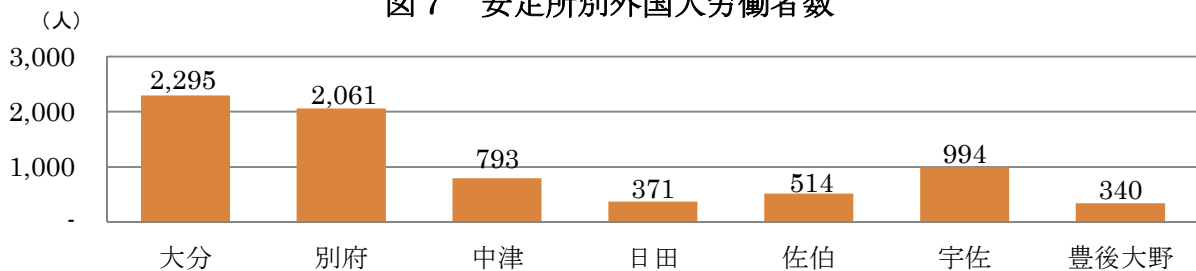
図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



4 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 安定所別にみると、ハローワーク大分が31.1%を占め、次いでハローワーク別府28.0%、ハローワーク宇佐13.5%となっている。【図7、別表2】

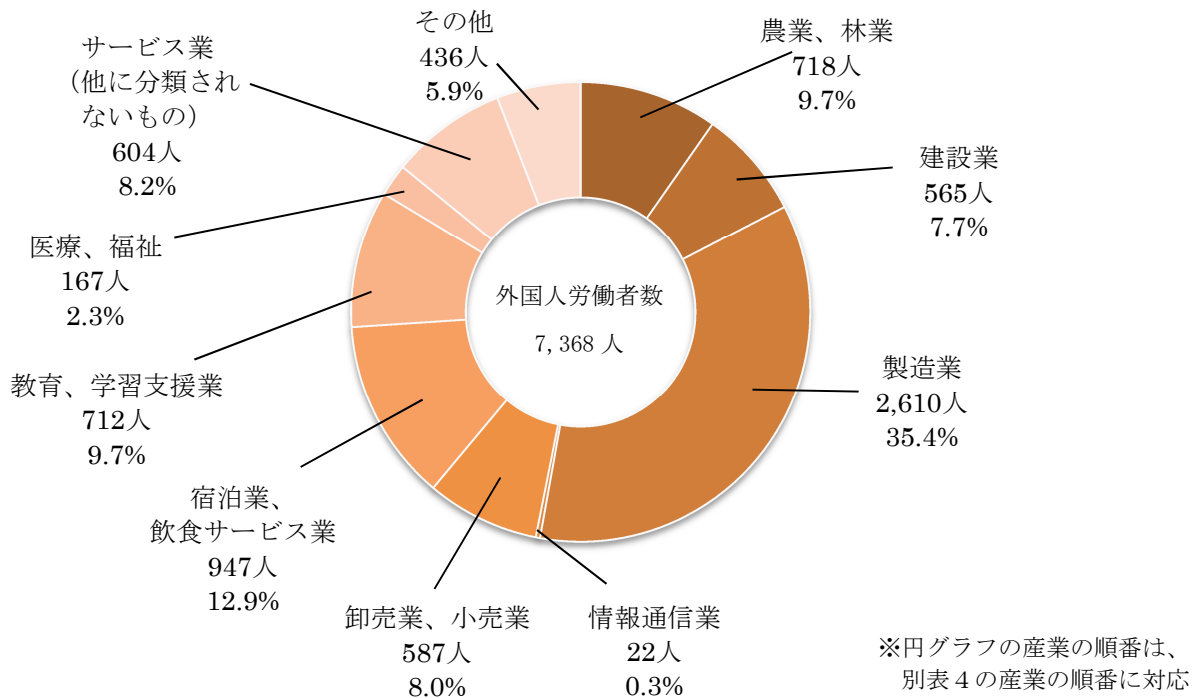
図7 安定所別外国人労働者数



(2) 安定所別・在留資格別にみると、当該ハローワーク管内の外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が最も高いのがハローワーク大分16.6%次いでハローワーク別府12.4%、ハローワーク中津10.1%となっている。「資格外活動（留学）」の割合が高いのはハローワーク別府53.7%、次いでハローワーク大分18.4%となっており、ハローワーク大分とハローワーク別府で「資格外活動（留学）」全体の99.5%を占めている。【別表3】

(3) 産業別にみると、「製造業」が産業全体の35.4%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が12.9%、「農業・林業」が9.7%、「教育、学習支援業」が9.7%、「サービス業(他に分類されないもの)」*4が8.2%、「卸売業、小売業」が8.0%、「建設業」が7.7%となっている。【図8、別表4】

図8 産業別外国人労働者数



(4) 安定所別・産業別にみると、全体的に「製造業」に従事する外国人労働者が多いが、特にハローワーク佐伯は「製造業」の割合が高く、79.6%となっている。ハローワーク大分は「製造業」「宿泊業・飲食サービス業」「建設業」「卸売業、小売業」の割合が高く、それぞれ24.1%、17.1%、14.5%、11.7%となっている。ハローワーク別府は「教育、学習支援業」「宿泊業・飲食サービス業」「製造業」「サービス業(他に分類されないもの)」の割合が高く、それぞれ26.2%、24.9%、14.9%、10.8%となっている。【別表5】

また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「宿泊業・飲食サービス業」が25.1%、「教育、学習支援業」が15.3%、「卸売業、小売業」が13.4%となっている。「技能実習」については、「製造業」が58.1%を占めている。「資格外活動(留学)」については「教育、学習支援業」が31.0%、「宿泊業・飲食サービス業」が30.7%、「身分に基づく在留資格」については、「宿泊業、飲食サービス業」が21.7%、となっている。【別表6】

*4 「サービス業(他に分類されないもの)」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

さらに、国籍別・産業別にみると、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシアについては、「製造業」がそれぞれ45.3%、29.7%、56.8%、49.9%と最も高い割合を占める。韓国、ネパールについては、「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ35.1%、46.1%、G7／8等については、「教育、学習支援業」が46.4%と最も高い割合を占めている。【別表7】

(5) 事業所規模別にみると、「30人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の37.1%を占めている。

外国人労働者数はどの規模においても増加している。

【図9、別表8】

図9 事業所規模別外国人労働者数

